

官報

号外

昭和二十三年三月十九日

○第二回衆議院會議錄第二十五号

昭和二十三年三月十八日(木曜日)

午後三時六分開議

議事日程 第二十二号

昭和二十三年三月十八日(木曜日)

午後一時開議

第一 自由討論

一、自由討論の問題はこれを定めな

い。

〔朗讀を省略した報告〕

一、去る四日次の法律の公布を奏上

し、その旨参議院に通知した。

警察法の施行に伴う関係法律の整理

に関する法律

一、去る四日本院は植村環君、清瀬三

郎君、辻二郎君、生方誠君及び金正

米吉君を國家公安委員に任命するこ

とに同意し、その旨参議院に通知し

た。

一、去る四日松平参議院議長から松岡

議長宛、参議院は植村環君、生方誠

君、金正米吉君、清瀬三郎君及び辻

二郎君を國家公安委員に任命するこ

とに同意した旨の通知書を受領し

た。

よつて本院は両議院が植村環君、清

瀬三郎君、辻二郎君、生方誠君及び

金正米吉君を國家公安委員に任命す

ることに同意した旨内閣に通知し、

さらにその旨参議院に通知した。

一、去る四日内閣から次の報告書を受領した。

昭和二十二年第三、四半期分の國

庫の状況

一、去る十日内閣総理大臣から本院議

長宛内閣総理大臣及び國務大臣の任

命があつた旨の通知を受領した。

一、去る十五日松岡議長は、芦田内閣

総理大臣申出の、次の者を政府委員

に任命することを承認した。

大藏事務官(專 日下部 滋

賣局煙草部長) 大藏事務官(專 松尾 俊次

賣局塩部部長) 大藏事務官(專 原田 富一

賣局煙草部長) 大藏事務官(專 原田 富一

一、去る十六日松岡議長は、芦田内閣

総理大臣申出の、次の者を政府委員

に任命することを承認した。

内閣官房次長 有田 喜一

同 福島慎太郎

連絡調整中央 曾 益

總理事務官(財 都村新次郎

關關係役員審査 委員會事務局長)

一、去る六日衆議院規則第十四條但し

書により議長において議席を次の通

り変更した。

三六三 齋藤 隆夫君

三六五 長谷川俊一君

四一五 山梨縣選出議員

一、昨十七日衆議院規則第十四條但し

書により議長において議席を次の通

り変更した。

長崎縣第一区 選出議員

川橋豊治郎君

世耕 弘一君

柳原 亨君

福島縣第二区 選出議員

宮城縣第一区 選出議員

選出議員

本田 英作君

北浦圭太郎君

大龍龜代司君

野本 品吉君

萩原 壽雄君

的場金右衛門君

谷口 武雄君

小枝 一雄君

豊澤 豊雄君

内藤 友明君

坪井 龜藏君

大島 多藏君

今井 耕君

飯田 義茂君

黒岩 重治君

川越 博君

川野 芳滿君

河野 金昇君

吉川 久衛君

志賀健次郎君

多賀 安郎君

二八 酒井 俊雄君

二九 唐木田藤五郎君

三〇 松原 一彦君

三一 石田 一松君

三二 井出 太郎君

三三 中垣 國男君

三四 菊池 豐君

三五 船田 亨二君

三六 岡田 勢一君

三七 笹森 順造君

三八 三木 武夫君

三九 竹山祐太郎君

四〇 木下 榮君

四一 早稻田柳右エ門君

四二 小野 孝君

四三 松本 龍藏君

四四 荒木萬壽夫君

四五 青木清左エ門君

四六 喜多橋治郎君

四七 山下 春江君

四八 最上 英子君

四九 武田 キヨ君

五〇 成島 憲子君

五一 廣島縣第二区 選出議員

廣島縣第三区 選出議員

廣島縣第三区 選出議員

廣島縣第三区 選出議員

廣島縣第三区 選出議員

廣島縣第三区 選出議員

廣島縣第三区 選出議員

廣島縣第三区 選出議員

廣島縣第三区 選出議員

廣島縣第三区 選出議員

廣島縣第三区 選出議員

廣島縣第三区 選出議員

廣島縣第三区 選出議員

廣島縣第三区 選出議員

廣島縣第三区 選出議員

廣島縣第三区 選出議員

六四 西山富佐太君

六五 栗田 英男君

六六 佐伯 宗義君

六七 岡野 繁藏君

六八 小松 勇次君

六九 寺本 齋君

七〇 高岡 忠弘君

七一 八並 達雄君

七二 田島 房邦君

七三 寺島隆太郎君

七四 矢野 政男君

七五 村瀬 宣親君

七六 橋本 金一君

七七 後藤 悦治君

七八 長谷川政友君

七九 生悦住貞太郎君

八〇 櫻内 義雄君

八一 五坪 茂雄君

八二 小澤專七郎君

八三 打出 信行君

八四 高橋 長治君

八五 宇都宮則綱君

八六 三好 竹男君

八七 原 彪君

八八 西田 隆男君

八九 安東 義良君

九〇 山崎 岩男君

九一 馬越 晃君

九二 小島 徹三君

九三 坪川 信三君

九四 國司 安正君

九五 長野重右エ門君

九六 荊木 一久君

九七 鈴木彌五郎君

九八 米田 吉盛君

九九 吉田 安君

一〇〇 福田 繁芳君

一〇一 芦田 均君

一〇三	木村小左衛門君	一三七	金野 定吉君	一七五	鈴木茂三郎君	二二三	勝間田清一君	二五一	中崎 敏君
一〇四	橘 直治君	一三八	中島 茂喜君	一七六	西尾 末廣君	二二四	和田 敏明君	二五二	細野三千雄君
一〇五	押川 定秋君	一三九	足立 梅市君	一七七	片山 哲君	二二五	岡村利右衛門君	二五三	加藤シヅエ君
一〇六	小川 半次君	一四〇	鈴木 雄二君	一七八	細川八十八君	二二六	加藤隆太郎君	二五四	戸叶 里子君
一〇七	川崎 秀二君	一四一	岡田 泰夫君	一七九	佃 良一君	二二七	今村長太郎君	二五五	師岡 榮一君
一〇八	苦米地義三君	一四二	佐藤觀次郎君	一八〇	中村 又一君	二二八	前田 種男君	二五六	猪俣 浩三君
一〇九	一松 定吉君	一四三	佐々木更三君	一八一	辻井民之助君	二二九	石神 啓吾君	二五七	門司 亮君
一一〇	北村徳太郎君	一四四	並木 芳雄君	一八二	大矢 省三君	二三〇	今澄 勇君	二五八	富吉 榮二君
一一一	竹田 儀一君	一四五	大森 玉木君	一八三	前田榮之助君	二三一	成田 知巳君	二五九	森戸 辰男君
一一二	矢野庄太郎君	一四六	伊瀬幸太郎君	一八四	井伊 誠一君	二三二	山本 幸一君	二六〇	井上 良次君
一一三	天野 久君	一四七	藤原繁太郎君	一八五	野溝 勝君	二三三	野上 健次君	二六一	荒畑 勝三君
一一四	椎熊 三郎君	一四八	中原 健次君	一八六	加藤 勘十君	二三四	笹口 晃君	二六二	黒田 壽男君
一一五	坂東幸太郎君	一四九	武藤運十郎君	一八七	鈴木 義男君	二三五	重井 鹿治君	二六三	海野 三朗君
一一六	金光 義邦君	一五〇	松本 七郎君	一八八	永谷長三郎君	二三六	馬場 秀夫君	二六四	高津 正道君
一一七	小坂善太郎君	一五一	赤松 勇君	一八九	永江 一夫君	二三七	久保田鶴松君	二六五	河井 榮藏君
一一八	田中源三郎君	一五二	梅林 時雄君	一九〇	長野 長廣君	二三八	山口 靜江君	二六六	溝淵松太郎君
一一九	群馬縣第一區 選出議員	一五三	小林 運美君	一九一	舟崎 由之君	二三九	福田 昌子君	二六七	石川金次郎君
一二〇	茨城縣第一區 選出議員	一五四	庄司 彦男君	一九二	堀川 恭平君	二四〇	川合 彰武君	二六八	松原喜之次君
一二一	兵庫縣第三區 選出議員	一五五	松澤 兼人君	一九三	松永 義雄君	二四一	石井 繁丸君	二六九	安田 幹太君
一二二	井谷 正吉君	一五九	森 三樹二君	一九四	竹内 克巳君	二四二	安平 鹿一君	二七〇	宮崎 朝治君
一二三	菊池 重作君	一六〇	關根 久藏君	一九五	河合 義一君	二四三	矢尾喜三郎君	二七一	森山 武彦君
一二四	角田藤三郎君	一六一	八百板 正君	一九六	田中 萬逸君	二四四	細川 隆元君	二七二	今村 忠助君
一二五	村尾 薩男君	一六二	島田 晋作君	一九七	松岡 駒吉君	二四五	川島 金次君	二七三	佐々木盛雄君
一二六	境 一雄君	一六三	永井勝次郎君	一九八	太田 典禮君	二四六	松尾 トシ君	二七四	奥村 竹三君
一二七	池谷 信一君	一六四	田中 松月君	一九九	清澤 俊英君	二四七	松谷天光光君	二七五	平井 義一君
一二八	石野 久男君	一六五	西村 榮一君	二〇〇	中山 マサ君	二四八	田淵 実夫君	二七六	原田 徳君
一二九	山中日露史君	一六六	土井 直作君	二〇一	亘 四郎君	二四九	梶川 靜雄君	二七七	前田 正男君
一三〇	玉井 祐吉君	一六七	鈴木 清君	二〇二	萬田 五郎君	二五〇	吉川 兼光君	二七八	重富 卓君
一三一	館 俊三君	一六八	鈴木 強平君	二〇三	上林與市郎君	二五一	松本 淳造君	二八〇	鈴木 正文君
一三二	守田 道輔君	一六九	久保 猛夫君	二〇四	松野 順三君	二五二	大島 義晴君	二八一	多田 勇君
一三三	田中織之進君	一七〇	成瀬喜五郎君	二〇五	岡井藤志郎君	二五三	山崎 道子君	二八二	小暮藤三郎君
一三四	片島 港君	一七一	金子益太郎君	二〇六	關内 正一君	二五四	榊原 千代君	二八三	田中 角榮君
一三五	笠原 貞造君	一七二	山下 榮二君	二〇七	野老 誠君	二五五	矢後 嘉藏君	二八四	野原 正勝君
一三六	加藤 靜雄君	一七三	林 大作君	二〇八	森 直次君	二五六	佐竹 新市君	二八五	前田 郁君
		一七四	原 彪之助君	二〇九	高田 弥市君	二五七	淺沼稻次郎君	二八六	若松 虎雄君
				二一一	梁井 淳二君	二五八	米窪 清亮君	二八七	富永格五郎君
				二一二	島上善五郎君	二五九	伊藤四郎君	二八八	水谷 昇君

二八九	菊池 義郎君	三二八	廣川 弘禪君	三六四	近藤 鶴代君	四〇二	中村 嘉壽君	四三七	加藤吉大夫君
二九〇	明禮輝三郎君	三二九	山崎 猛君	三六五	八木 一郎君	四〇三	庄司 一郎君	四三八	小西 寅松君
二九一	磯崎 貞序君	三三〇	青木 孝義君	三六六	田村 虎一君	四〇四	淵上房太郎君	四三九	花月 純誠君
二九二	白井 佐吉君	三三一	小笠原八十美君	三六七	佐藤 通吉君	四〇五	小川原政信君	四四〇	岡部 得三君
二九三	坂田 道太君	三三二	大石 倫治君	三六八	川村善八郎君	四〇六	村上 勇君	四四一	平工 喜市君
二九四	大澤嘉平治君	三三三	石原 圓吉君	三六九	大上 司君	四〇七	山口六郎次君	四四二	松本 眞一君
二九五	石原 登君	三三四	松井 豐吉君	三七〇	根本龍太郎君	四〇八	大原 博夫君	四四三	大石ヨシエ君
二九六	内海 安吉君	三三五	圓谷 光衛君	三七一	佐々木秀世君	四〇九	佐竹 晴記君	四四四	宮山縣第二區選出議員
二九七	佐瀬 昌三君	三三六	綱島 正興君	三七二	角田 幸吉君	四一〇	林 讓治君	四四五	織田 正信君
二九八	鍛冶 良作君	三三七	平澤 長吉君	三七三	武藤 嘉一君	四一一	増田甲子七君	四四六	受田 新吉君
二九九	倉石 忠雄君	三三八	中嶋 勝一君	三七四	坂本 實君	四一二	稻田 直道君	四四七	木藤 恒松君
三〇〇	鈴木里一郎君	三三九	大村 清一君	三七五	山梨縣選出議員	四一三	夏堀源三郎君	四四八	衛藤 速君
三〇一	鈴木 明良君	三四〇	樋貝 詮三君	三七六	渡邊 良夫君	四一四	古賀喜太郎君	四四九	宮村 又八君
三〇二	鈴木 眞澄君	三四一	大野 伴陸君	三七七	山本 猛夫君	四一五	井上 知治君	四五〇	藤田 榮君
三〇三	江崎 眞澄君	三四二	松木 弘君	三七八	片岡伊三郎君	四一六	幣原喜重郎君	四五一	山口 武秀君
三〇四	塚田十一郎君	三四三	苦米地英俊君	三七九	島村 一郎君	四一七	星島 二郎君	四五二	只野直三郎君
三〇五	尾崎 末吉君	三四四	松田 正一君	三八〇	山村新治郎君	四一八	長尾 達生君	四五三	相馬 助治君
三〇六	柏原 義則君	三四五	松本 一郎君	三八一	小野瀬忠兵衛君	四一九	大内 一郎君	四五四	齋藤 晃君
三〇七	淺利 三朗君	三四六	中島 守利君	三八二	上林山榮吉君	四二〇	中野 寅吉君	四五五	田中 健吉君
三〇八	庄 忠人君	三四七	古島 義英君	三八三	成重 光眞君	四二一	德田 球一君	四五六	水野 實郎君
三〇九	松浦 東介君	三四八	植原悦二郎君	三八四	石田 博英君	四二二	野坂 參三君	四五七	鈴木 善幸君
三一〇	三浦寅之助君	三四九	吉田 茂君	三八五	鈴木 仙八君	四二三	木村 榮君	四五八	松澤 一君
三一一	木村 公平君	三五〇	靜岡縣第一區選出議員	三八六	千賀 康治君	四二四	林 百郎君	四五九	堀江 實藏君
三一二	水田三喜男君	三五一	靜岡縣第二區選出議員	三八七	本間 俊一君	四二五	高倉 定助君	四六〇	中村元治郎君
三一三	深津玉一郎君	三五一	靜岡縣第三區選出議員	三八八	澁谷雄太郎君	四二六	中村 寅太君	四六一	東井三代次君
三一四	中野 武雄君	三五一	靜岡縣第三區選出議員	三八九	生越 三郎君	四二七	東京都第五區選出議員	四六二	田中 久雄君
三一五	高橋 英吉君	三五一	靜岡縣第三區選出議員	三九〇	青柳 高一君	四二八	東京都第六區選出議員	四六三	叶 凸君
三一六	有田 二郎君	三五一	靜岡縣第三區選出議員	三九一	外崎千代吉君	四二九	東京都第七區選出議員	四六四	秋田 大助君
三一七	栗山長次郎君	三五一	靜岡縣第三區選出議員	三九二	降旗 徳弥君	四三〇	北 二郎君	四六五	早川 崇君
三一八	神田 博君	三五一	靜岡縣第三區選出議員	三九三	辻 寛一君	四三一	河口 陽一君	四六六	高瀬 傳君
三一九	小澤佐重喜君	三五一	靜岡縣第三區選出議員	三九四	山口 好一君	四三二	愛知縣第二區選出議員		
三二〇	周東 英雄君	三五一	靜岡縣第三區選出議員	三九五	原 孝吉君	四三三	愛知縣第二區選出議員		
三二一	花村 四郎君	三五一	靜岡縣第三區選出議員	三九六	原 健三郎君	四三三	大野 善吉君		
三二二	西村 久之君	三五一	靜岡縣第三區選出議員	三九七	平島 良一君	四三四	尾崎 行雄君		
三二三	岩本 信行君	三五一	靜岡縣第三區選出議員	三九八	赤松 明勲君	四三五	中野 四郎君		
三二四	益谷 秀次君	三五一	靜岡縣第三區選出議員	三九九	齋藤 隆夫君	四三六	寺崎 覺君		
三二五	山口喜久一郎君	三五一	靜岡縣第三區選出議員	四〇〇	工藤 鐵男君				
三二六	本多 市郎君	三五一	靜岡縣第三區選出議員	四〇一					
三二七	森 幸太郎君	三五一	靜岡縣第三區選出議員						

一、去る十六日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

予算委員 樋貝 詮三君
決算委員 船田 亨二君
島村 一郎君
一、去る十六日議長において、常任委員の辞任に伴い、次の通り補欠指名した。

ことは、ここに喋々するを要しないこととてございまして、そのいずれの業態を見ましても、日本が世界に誇る蚕糸科学技術を最効率的に活用いたしておるのでございまして、アジアの孤島のがわが日本が、内に香高い文化日本の建設を企図し、外に國際貿易の全面的再開を望ましますとともに、この國運を挽回するには、わが蚕糸業の振興はその時と所を得た途はないと思ふのでありまして、われ／＼がここに本議場を通じて本件を課題とし、討議の対象にいたしたいと考えましたのも、まづたこの微意にはかなりません。さいわいにして諸君が私のこの微意に耳をおかしくださいますならば、問題のかぎである蚕糸業の振興をいかにしてはかるかというところを開けるために提唱せんとする具体的事項を列挙してみたいと思ひます。

機會を得て、この具体的な政策がやがて國際文化、通商經濟へ接觸する導火線となる点等についても申し上げたいと思ひますが、蚕糸業振興のかぎと考へられる項目だけを列挙させていただきます。その一は、世界に誇る蚕糸業に関する専門教育は、御承知のように日本だけであり、この日本には今東京、京都、上田に三織維専門學校を設けておりますが、近くこれを大學にいたして、世界絹業の科学技術の殿堂に押し立てようという考へをもつて動いておるのでありますが、この点を一考いたしたいということでありまして、その二は、政府の蚕糸業五箇年計画はまづた作文に終つておりまして、去る本月の八日に、その筋からメモランダムを寄せられまして、これに勇氣

を鼓して、再びあらためて五箇年計画の実施にとりかかろうとしておるやに聞いておりますが、これを作文に終らせたくないということでありまして、その三は、蚕糸絹業、貿易振興対策といたしまして、國際價格、國際商品たる生糸の價格安定の制度として、戦前にあつた糸價安定法を復活いたしたいという点であります。

その四は、蚕糸業に關係ある農工商の業態は、廣い意味でのいわゆる農村工業であると考えまして、國際分業的な日本の農業の特産品だという観点から、もろ／＼の政策をいたしていきたい、これでありまして、その五は、これがためには蚕糸、絹織物に關する政策は、他の纖維のごとく原料を輸入に求めております棉花とか羊毛とか麻という類とは異なりまして、一元的に一貫した強力な行政措置が必要であるにかかわらず、戦時中の行き過ぎた官僚的統制の結果からいたしまして、再檢討をいたさなければ蚕糸業の振興に關する政策が中断されてしまつておるといふことでもあります。

具体的に言うならば、その例は数々ございまして、一口に特産農業の延長であつて、農家の桑を、繭を、生糸を、副産物を、織物を、一貫的に廣い意味の農村工業事業としてこれを取扱うような行政措置が絶対必要であるといふ考へであります。

以上の五つの項目、すなわち纖維單科大学の設置、蚕糸五箇年計画の実行、糸價安定法の制定、廣義農村蚕糸工業の振興、必要な行政的措置、かような項目をあげまして、皆様の注意と批判を受ける日を期して、本日は各

論的な項目は他日に譲らしていただき、劈頭に申し上げましたように、新聞の記事を読みまして、ロイヤル陸軍長官が、ドレーパー陸軍次官一行をわざわざわが日本に十名もよこしていただき、その三大項目の中の第二項目、特に纖維部門における振興に關する東京會議といふこの一項目に注目いたしますとともに、昨日立たれたはずの一行が、一日も早く無事に東京の地を踏まれる日をこの席よりお待ち申し上げまして、正しきシルク日本、蚕糸日本復興の日を、バターン号から神奈川縣厚木飛行場に降り立つた元帥一行のあの声にこたえて、親しくドレーパー次官一行と御相談申し上げる機會を待ちたいといふことをこの際披露いたしまして、私の立ちました理由に代える次第であります。(拍手)

○議長(松岡駒吉君) 坪川信三君、發言者を指名願ひます。

○坪川信三君 民主党は、安東義良君を指名いたします。

○議長(松岡駒吉君) 安東義良君、發言を許します。

〔安東義良君登壇〕
○安東義良君 第二次世界大戰中、米國大統領ルーズヴェルトのよき協力者として世界各國に使をいたしましたウィルキーは、戦後において世界が平和と愛好の諸國民の協力による一つの世界となることを希望して、「一つの世界」という著書を公刊いたしておるのであります。しかし戦後三年にして、今や世界は判然と二つの世界に分れ、その間の抗争は日々激しくなつております。いわゆる冷たい戦争が熱い戦争となるか、または温い平和となるか、人

類はまた／＼その分岐点に立つておるのであります。

過日のチエツコスロヴァキア國に起りました政變は、共產黨と提携しておりました社会民主主義系の内閣が、共產黨のクーデタに脆くも潰えまして、東歐諸國が完全にソ連の勢力下に落ちたことを意味するものであり、相次いで起りました外務大臣の自殺とともに、米國及び西歐諸國に一大衝撃を與へまして、英佛初め西歐の五箇國は、急遽同盟を締結してソ連勢力の西進を防止する態勢を整へました。

しかし共產黨の攻勢は旺盛でありまして、佛國においては、シューマン首相は、最近フランスの共產主義者はチエツコ式のクーデタをすぐ実行する計画はないが、心配なのは、近隣諸國で社会的混亂が起つたときにそれが傳染する危険である、われ／＼はすでに行政及び警察機構を強化したから、國家体制を内部から轉變させようとするような暴力企圖を防止する自信はある、がしかし、もちろん危険は存在しておるのである、殊に共產主義者は到處でマーシャル・プラン反對を叫んでおるからして、今後の数ヶ月が危険であるといふふうに申しまして、共產黨員の地方分散的のストライキ戰術を極力警戒しておりますし、またイタリーでは、ガスペリ首相が、来るべき四月の総選挙においてイタリーの自由が再び共產黨によつて奪われるおそれがあることを警告しておるのであります。英

國のごときは、最近に官公職員より共產黨員を除くことをきめたやうであります。米國では、マーシャル計画の実現を急ぎ、さらにトルーマン大統領は、

御承知の通り昨日、ソ連の進出に対しては經濟的援助をもつて足れりとせず、軍備の充実を急速に実施する要ある旨の重大なる教書を發表するに至つたのであります。

ひとり歐洲においてのみならず、東亞における事態は、われ／＼日本國民にとつても実に容易ならぬものがあるものであります。滿州はほとんど中共軍の手に落ち、北鮮には共產黨の政府が樹立せられ、中國の本部におきまして、北支は共產黨に蚕食せられ、延安は再び危く、洛陽は最近中共軍の手に占領せられたといふことであります。

連合軍が嚴然として日本を占領しておる今日、共產黨分子が日本の國內を擾亂する危険はないといはしまして、も、やがて講和條約が締結せられ、ポツダム宣言の規定の通り、日本に民主政府が確立して、連合軍が引揚げ、日本が獨立を回復いたしました後における日本の状態を靜かに考へてみまするときには、はたしてどうなりましようか。

速やかに健全なる民主政治が確立せられ、極左極右の活動をも日本國民みずから防衛する準備と心構へができなければ、ゆゆしい事態が生ずるかも知れません。ふたたび日本國民がその自由を失ふやうなことがない、それが断言いたすことができません。

かくのごとき國際的環境のもとに、わが國においていわゆる三月政變なる労働爭議が頻発し、國鉄、全通を初めとして、官公職員組合の地方分散的またはいわゆる波狀攻撃的労働爭議が展開せられておるのであります。今日の労働爭議がインフレと生活苦にあへぐ労働者の生活改善の經濟闘争の一形態で

一七七

ある反面に、一部の共産分子が政治的企図をもつて労働争議を利用し、労働組合を離断せんと策動している事実を、われわれは看過するわけにはまいらないのであります。この共産分子の活動が國際共産運動の流れと何らつながりがないと、だれが断言し得られましようか。さいわいに國鉄は、二千九百二十四ベースの調停案を受諾いたしました。争議をやめることとなりまして、全通その他は幾多の條件に固執して、未だその態度を改めておりませんのは、まことに遺憾なことでありま

す。労働争議の頻発がわが國經濟の再建を阻害しているといふことは否定し得ないところであります。殊に通信のごとき公共事業の争議が國民に対し甚大な損害と不便を與えていることを思うときに、一日も速やかにその平和的解決を希望せざるを得ないのであります。われわれは、生活苦にあえぐ勤労者の正当な要求に對して、國家の財政と經濟の許す限り、でき得る限りこれを容れるにやぶさかであつてはなりません。またわれわれは、健全なる労働組合の發達を希望し、これに協力せんとするものであります。しかしながら、その要求が独善であり、破壊的であり、階級的利益にのみ拘泥して國民公衆の利益を顧みないような行動があつたり、労働争議の陰に隠れて政治的野望をたくましうせんとする行動があるとするれば、政府は嚴然たる態度をもつてこれに臨むべきであると信じます。私は、この点について政府の所信を伺いたいと思つてゐるのであります。政府がもしこの態度に徹するならば、國を愛し、平和を愛し、自由を愛する國民大衆は、こぞつて政府を支持することと思つてゐるのであります。

日本經濟は、外國よりの援助なしにはとうてい再建がおぼつかないのであります。さいわいに米國は、日本經濟の自立に對し深い理解をもつて、外資の導入を初めとし、經濟的援助の手を差延べつたのであるであります。われわれとしては、急速にその受入態勢を整備いたさねばなりません。このときに際し、政府は労働政務を處理するに優柔不斷であつてはならぬと思ふのであります。私はこの問題に關連いたしまして、政府に二、三の質問をいたしたい。政府は未だ施政方針を發表しておられませんから、今ただちに御返答を求めようとは思いませんが、後にそのお答えを願ひたいと思ひます。

第一は、過般の政策協定において、健全な労働組合の發達を阻害するよう労働法規の改悪は行わないことをきめられたのであります。これは一切の改正を行わないことではない、健全な労働組合を助成する改正はもちろんなれを行ふべきものと信ずるのであります。この点について、労働大臣の見を承りたいと思つてゐるのであります。

第二に、私は労働運動の共産主義化を防止する最も有効なる途は、經濟の安定であり、わが國經濟の安定の一大障害は依然として食糧の不足にありと思ふのであります。さいわいに本年の援助により明るい見通しがあるのではありませんが、二合五勺の主食配給の現状が改善せられる段階にはまいつてい

ないものであります。この際政府は、輸入食糧の増加を極力懇請して、三合配給を実現する努力をなす意図はないのであるか、お尋ねいたしたいのであります。また三合配給の実施は、資金の増加要求に日もこれ足らざる勤労者の生活を安定せしめる近道であると同時に、將來日本國民に經濟再建に對する明朗な意欲を喚起し、道義の立直しに資するところ大なるものと信ずるのであります。

以上、私の所見を述べて終りいたします。

○笹口晃君 本日の自由討論はこの程度に止め、明十九日定刻より本會議を開きこれを継続することとし、本日はこれにて散会せられんことを望みます。

○議長(松岡駒吉君) 笹口君の動議に御異議ありませんか。

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて動議のごとく決しました。

本日はこれにて散会いたします。午後三時三十七分散会

出席國務大臣 一松 定吉君

〔第二十一号参照〕
政府職員に對する一時手当の支給に關する法律案(内閣提出)に關する報告書

一、議案の要旨及び特色
政府は生活補給金即時支給等の要求に對する中央労働委員會の調停案を尊重し、昨年十二月とりあ

えず二ヶ月分に相當する金額を一時手当として支給したのであるが、今同様の〇・八月分を支給せんとしこの法律案が提出された次第である。

本案による一時手当の支給方法は、昭和二十二年十二月二十日現在で現に在職している政府職員に對し、その者の受ける給與の月額八割以内に相當する金額を支給せんとするものである。

この措置により必要な予算額は、概ね、

一般會計所屬職員分 八億四千八百余万円
特別會計所屬職員分 十五億七千六百余万円
合計 二十四億二千四百余万円

である。

二、議案の可決理由
最近における政府職員の生計の状況に鑑み、國家公務員法の精神に副つて、一時手当を支給せんとする本案の趣旨は大体において妥當なるものと認めこれを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。
昭和二十三年二月二十一日
財政及び金 早稻田柳右エ門
衆議院議長松岡駒吉殿

填のための一般會計から繰入金に關する法律案(内閣提出)に關する報告書

一、議案の要旨及び目的
大藏省預金部特別會計、國有鐵道事業特別會計、通信事業特別會計並びに簡易生命保險及郵便年金特別會計の保險勘定及び年金勘定においては、この一時手当支給に要する経費の財源について、各會計の昭和二十二年における收支の状況に鑑み、これを一般會計から大藏省預金部特別會計について七千七百九十七万円、國有鐵道事業特別會計については七億九千四百四十七万六千円、通信事業特別會計については四億一万六千円、簡易生命保險及郵便年金特別會計の保險勘定については七千二百七十七万八千円を夫々繰り入れる必要があるものである。

しかしてこの措置を行うには、昭和二十二年法律第七十号に規定してあるこれらの會計に對する一般會計から繰入金の法定額を夫々先の金額だけ増額改訂する必要があるものである。

二、議案の可決理由
各會計の昭和二十二年における收支の状況に鑑み、これらの會計に對する一般會計から繰入金の額を夫々増額する必要を認め、本案はこれを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。
昭和二十三年二月二十一日

各會計の昭和二十二年における收支の状況に鑑み、これらの會計に對する一般會計から繰入金の額を夫々増額する必要を認め、本案はこれを可決すべきものと議決した次第である。

昭和二十三年二月二十一日

各會計の昭和二十二年における收支の状況に鑑み、これらの會計に對する一般會計から繰入金の額を夫々増額する必要を認め、本案はこれを可決すべきものと議決した次第である。

昭和二十三年二月二十一日

各會計の昭和二十二年における收支の状況に鑑み、これらの會計に對する一般會計から繰入金の額を夫々増額する必要を認め、本案はこれを可決すべきものと議決した次第である。

八二 三 奮起 奮起
 八三 三 刑法の 刑法を
 八四 三 重量 飼料
 八五 二 波多野藩君 波多野藩君
 八六 二 増産に 増産は
 八七 二 簿鋼板 簿鋼板
 八八 一 はいわれて はいつて
 八九 一 電力しても 電力にして
 九〇 二 少数 少数
 九一 七 私に 私は
 九二 八 また まだ
 九三 一 クレジット クレジット
 九四 一 と を

衆議院會議録第十二号中正誤

頁段 行 誤 正
 二四 一 話 あるいに あるいは
 二五 三 中は 中に

衆議院會議録第十三号中正誤

頁段 行 誤 正
 二八 四 六 新聞は 新聞に
 二九 一 九 捜査を 捜査と
 三〇 一 〇 檢拳と 檢拳を
 三一 一 五 生産率 生産率
 三二 二 漸進 漸進
 三三 二 漸進 漸進

四十三行の次に挿入
 (國務大臣
 一松定吉君
 登壇)

衆議院會議録第十四号中正誤

頁段 行 誤 正
 三三 一 七 再連 再建

衆議院會議録第二十一号中正誤

頁段 行 誤 正
 一五 五 〇 明解なる 明快なる